

質問順位は、議会の申し合わせにより決定しています。なお、紙面は要約してありますので、詳しくは2月下旬に配置予定の会議録または市議会ホームページをご覧ください。

一般質問

登壇者と通告項目

鶴岡 潔（政清会）

空き家対策、買い物弱者対策

木村たか子（公明党）

産業廃棄物の不法投棄、農地・水保全管理支払交付金、農業後継者の育成、都市農業の振興策、LED照明の公共施設への導入

船橋 繁雄（みん清クラブ）

自治会と市の関係、買い物弱者対策

織田 真理（日本共産党野田市議団）

原発問題、放射能除染、放射能に対する学習、放射線による健康調査、ADHD障がい児に対応する「ひばり教育相談員」、人工透析導入者、まめバスの運行

岡田早和子（市民ネットワーク）

（有）柏廃材処理センター公害問題、「原発事故子ども・被災者支援法」、認知症の支援策

石原 義雄（民主連合）

野田市歌（市民歌）の普及、野田市中心市街地活性化事業

長南 博邦（新社会党）

都市計画税の用途の明確化、新清掃工場建設に関する情報提供、市有地の空き地の有効活用、利根運河の浄化

吉岡 美雪（公明党）

子ども・子育て支援関連3法、防災行政、省エネ対策

松本 睦男（日本共産党野田市議団）

水道行政、国保行政、災害に強いまちづくり

小室美枝子（市民ネットワーク）

中小企業対策、成年後見制度、ごみ減量と家庭用生ごみ堆肥化装置

千久田祐子（日本共産党野田市議団）

ごみ行政、教育行政、交通安全対策、保育行政

空き家条例制定に向けた進捗状況は

鶴岡 潔
議員

■質問 空き家条例の制定に向けては、平成24年9月議会の答弁で、年内中に方向性を取りまとめ、他市の事例も参考に検討を進めていくとのことだったが、どのような対策と条例を考えているのか。

であり、実効性のあるものにするためにどうしたらいいか詰めているところである。手段としては代執行の規定を盛り込むことが考えられるが、非常に問題のある規定だと認識している。空き家であっても個人の財産が対象になるので、財産権の保障という憲法上の規定は公共の福祉に反しないことを相当厳密に解さないで、このことよって権利を侵害したという話になってくるため、今のところ行政代執行という強制的な手

農地・水・環境保全事業の今後と終了後の対応は

木村たか子
議員

段を用いないでいかにざるを得ないと考えている。憲法上保障された財産権についての議論と、守秘義務に関することについて解決しなくてはならない問題がたくさん出てくると思っており、助成策も含めてやっていかないといけないが、強制執行の規定は難しそうだと考えているのが現状である。

■質問 農地・水・環境保全事業は、農業用施設の維持管理はもとより地域の協働活動であり、まさに市が進める自然との共生に合った事業であるが、事業終了後はどのように対応するのか。

2期目も継続して通算5年以上となる地区では交付金額が25%削減されることになっている。国は長期的に全国の保全管理能力の向上と歩調を合わせながら、交付金を少しずつ減らし事業を終了させると考えているが、農業者の減少や高齢化さらには、混住化が進む中で、助成金の額が徐々に減ってくることはあっても事業を終了させる可能性は少ないのではないかと。市としては、未着手の地区があることや、今まで活動していた地区で農村環境向上等の実績もあることから、事業のさらなる継続を国と県に要望していきたいと考えている。

のだ元気市場の

運営状況は

雄 繁 議員
船橋

■質問 のだ元気市場については、市が野田業務サービス(株)に運営費を支払うことで商売が成り立っているというのか。また、赤字が増えた分に関しては、市が補填するというか。

□答弁 のだ元気市場については、運営に必要な経費千335万5千円を指定管理料として支払い、その範囲内で売り上げに関係なく、運営することで野田業務サービス(株)に指定管理をお願いした。収支を考えると、

■質問 今年6月21日に成立した原発事故子ども・被災者支援法の画期的な点は、放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分解明されていないことを認め、これまで原子力政策を推進してきた国の責任を明記していることである。基本的事項である子供の健康診断や健

野田業務サービスに支払っている指定管理料千335万5千円と、利用実績に応じて入ってくる使用料が千335万5千円であればほとんどになるが、予算上は使用料として682万5千円を計上しており、市が補填することではなく、当初から653万円の赤字を考えていた。お客さんの数は当初想定していたよりも順調に伸びたが、客単価が低く、使用料として上がってくる分も少なくなるため、赤字幅は今後も拡大すると考えている。

康調査、医療費の減免は、今後具体的に決められていくこととなる。市は汚染状況

が、市の考えを問う。
□答弁 この法律については高く評価しているが、法律

放射能に対する 学習の必要性は

織田 真理 議員



のだ元気市場

■質問 放射能に対する学習は、全ての教員が共通した正しい知識を学び、その上で放射線に対する授業を行い、年齢に応じた平等な教育が必要だと思いが見解は。

□答弁 放射能に対する教員への教育については、教材研究を深めて授業をすることが必要であると考え、中学校理科教員等を対象に放射線指導研修会や管理職と養護教諭及び保護者等を対象にした保健講演会を実施した。また、授業については、中学校の理科及び社会科学習指導要領で、放射線の性質と利用や資源、エネルギーに関する課題などに触れ理解させることとなっ

しかし、その工程や、策定の母体となる委員会等の設置などの推進体制や次年度以降の予算の確保に向けた状況も明らかではなく、具体的な施策の内容の決定に被災者の意見を反映することとなっているが、その手順も全く示されておらず、支援対象地域について明確ではない。確認のため復興

しており、小学校の学習指導要領には放射線の学習内容は記載されていないが、日常の対応として、土の舞い上がりに気をつけさせ、手洗いやうがい、推奨、シャワーで汚れを落とすなど身の回りを清潔にするよう発達段階に応じて指導している。このように東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を受け、現実起こっている状況を注視しつつ、正確な事実認識に基づき授業に臨むことが肝要と考えており、大震災を風化させないためにも福島第一原子力発電所の事故と復興に向けた国や自治体等の取り組みについても触れる必要があると考えている。

「原発事故子ども・被災者支援法」について

和子 早岡 議員

況重点調査地域の指定を受けていることから、支援対象地域に入るべきと考え

■質問 市歌は、昭和25年5月に県下8番目の市として野田市が誕生し、同年11月3日に制定された。この市歌を市民が誇れる歌として、再度広く市民に普及させたい。まず、将来を担う子供たちが学校で授業の一環として、取り組めればと考えるが、学校での取り組み状況は。また、市歌の

普及に関しての市の考えを伺う。

□答弁 小学校3年生に配

市歌普及への取り組みを

石原 義雄 議員

付する副読本に市歌の楽譜と歌詞を掲載し、社会科学での学習の際に活用できる

ようにしている。また、市内2校で歌唱指導をしているが、その他では取り扱っていないのが現状である。子供たちに市歌を通じて市民としての自覚や郷土愛を

育てることは重要であると感じており、今後歌う機会を工夫し、市歌を歌うことを学校へ要請していきたい。具体的には、来年度は合併して10周年の節目であることから、小中学校音楽会で歌う場を設けるよう、現在検討している。また、ホームページ等を充実させ、市歌制定の経緯や作詞者及び

作曲者の紹介などを掲載するとともに、作曲者の古閑裕而氏が日本音楽著作権協会に登録されている会員であり著作権が発生するため、同協会と所要の手続を進め、曲をダウンロードすることができるようになりたい。さらに、市歌のCDの貸し出し等も行い、普及を進めていく考えである。

都市計画税の

使途の明確化を

邦 議員 長南

■質問 都市計画税は、都市計画事業、または土地区画整理事業に要する費用に充てるため市街化区域内に所在する土地、家屋を対象に固定資産税とあわせて納める目的税だが、固定資産税と一体のように賦課、徴収され、議会の審議でもその使い道が示されていない。負担と受益の関係を明確化すべきではないか。

■答弁 市ではくらしの便利帳において使途等を課税客体とあわせて明示し、固定資産税、都市計画税納税

子ども子育て支援3法について

吉岡 美雪 議員

通知書に同封しているお知らせでは課税客体等を明示し、簡潔に説明している。予算書、決算書に係る様式は地方自治法施行規則に定められており、歳入歳出予算事項別明細書の財源内訳の記載は、特定財源と一般財源に大別され、特定財源の内訳として国県支出金、地方債及びその他に区分することとされている。実務の参考としている地方公共団体歳入歳出科目解説において、都市計画税等の目的税も含めて一般財源に記載

■質問 子ども・子育て関連3法が成立し、その趣旨は幼稚園、保育所、地域の子供、子育て支援を総合的に推進することである。国において平成25年4月に子ども・子育て会議を設置し、子育て支援の政策決定過程から子育て家庭のニーズがしっかりと反映できるよう仕組みとなっている。その地方版子ども・子育て会議の設置について市はどう考えているか。また、事業計画の策定に向けた予算計上及びスケジュールは。

■答弁 子ども・子育て会議の設置については、国では内閣府に設置され、地方版として市町村が作成することになる事業計画に対し意見を述べることやその実施状況の調査審議するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされている。市では、幅広い委員で構成され意見を聞く仕組みがある児童福祉審議会での対応を考えており、県にも確認をしている。事業計画については、今後国が示す基本指針に即し、平成27年度を初年度に5年を1期とする計画を定めるため、26年度に策定することになる。25年度には、ニーズ調査を予定しておりこの予算措置を考えている。その上で、26年度に児童福祉審議会で審議、パブリックコメントの実施等を経て最終的に策定していきたい。

今後の水道行政は

松本 睦男 議員

■質問 6月議会において市は上花輪浄水場の廃止とあわせ、所有する水利権量を北千葉に浄水を委ねるといふ、今後の水道行政を大きく変更する案を示した。今後の水道行政は。

□答弁 先の議会以降、各関係者との協議を進める中で、市として考えなくてはならない問題が出てきた。北千葉に浄水委託することで施設整備費の負担割合のアップの可能性がある。また、安全保障の観点から取水地点が複数あるほうがよ

■質問 新不燃物処理施設の試運転が来年スタートする。新清掃工場建設候補地選定審議会でもごみの減量化が大きな課題であり、それには、市民の協力が必要である。現在、不燃物として陶器類等の扱いはどうなっているのか。また、新不燃物処理施設ではどのように処理される計画なのか。そ

いと考えると、あえて費用負担増をして行わなくてもよいと考えている。現在、負担増なしで北千葉から4万千トンまで受水でき、平成26年度には、北千葉に高度浄水処理施設ができ安全な水を確保でき、コストも安い。上花輪浄水場では、最低限の水量だけを取水、

浄水し、残りの水量を北千葉から受水することを検討している。今後、水需要の見通しや関係者との協議を進め、ある程度めどが立つた時点で説明したい。

の際に、生駒市で実施している陶磁器類のリユース・リサイクルの考えは。

□答弁 現状の陶磁器類の取り扱いは、不燃物扱いで、具体的な処分の流れは収集

家庭でできる生ごみ処理の拡大を

小室美枝子 議員



上花輪浄水場

■質問 ごみの減量では、可燃ごみの中で大きな割合を占める厨かい類の減量が課題だ。そこで、バクテリアを利用した生ごみ処理機を提案する。使用方法も手軽で、設置後も維持費がかからないことから、減量に貢献できると考えるが、この処理機購入に対する助成金の交付は。

□答弁 生ごみ堆肥化装置購入助成金交付規則では、埋め込み式生ごみ堆肥化容器の定義は、土の中の微生物を利用して厨かい類の生ごみを堆肥化するものとしており、議員提案のもののうち、土の中に埋めるタイプは交付対象となっていない。ただし、市内に店舗を有し、

陶磁器類のリユース・リサイクルは

千久田祐子 議員

されたものを不燃ごみ置き場に集め、市外の最終処分場にて埋め立て、または溶

融施設で資源化している。リサイクルセンターの稼働後、リサイクルセンター

後、リサイクルセンター

市に登録した販売店から購入することが必要で、現在の状況や制度では、助成金の交付は難しいと考える。今後の廃棄物処理基本計画における具体的施策の実施は、緊急度、費用対効果などの課題を整理し、財政状況も勘案して廃棄物減量等推進代表者会議と協議し、実施計画において決定していくことから、現在代表者会議では、ごみ減量実施施策検討委員会を設置し、検討を開始した。なお、提案された実施例は、12月6日に開催された委員会において資料を配布し紹介しており、今後、現行の助成金交付制度の内容も含めて検討協議されるものと考えている。

で、プラスチック製の容器包装、瓶、ペットボトル、鉄類、アルミの選別後、それ以外の残渣物を最終処分場等で処理をする。陶磁器類のリユース・リサイクルについては問い合わせがほとんどなく、不燃ごみ中の陶磁器類についてはごくわずかな量である。新しい清掃工場ができるまでにごみ

(※) 北千葉とは北千葉広域水道企業団の略

会議録をご覧ください

市議会だよりに掲載の審議内容や一般質問は紙面の都合により要約してありますので、詳しい内容は会議録をご覧ください。会議録は次の場所で閲覧することができ、2月下旬に配置する予定です。

- ◇市内各図書館
- ◇市内各公民館
- ◇谷吉会館、七光台会館、島会館、関宿会館
- ◇議会資料室（委員会会議録も含む）
- ◇情報公開コーナー（市役所総務課内）

会議録及び委員会の会議録は市議会ホームページでも、ご覧いただけますのでご利用ください。

議会を傍聴してみませんか

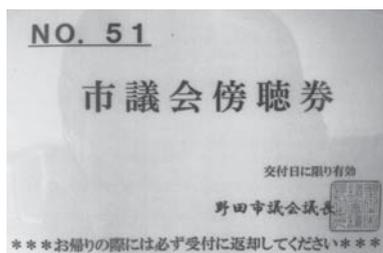


傍聴席

本会議を傍聴することができます。傍聴を希望する方は、本会議当日市役所議会棟（低層棟）5階の傍聴受付までお越しください。

開議予定時刻の10分前から随時、受け付けを行っております。

定員は74名です。（うち2名は車いす専用）



傍聴券



傍聴席から見た議場

請願・陳情のご案内／インターネット中継

請願・陳情をされる方へ

要望等を市政に直接反映させるための方法として、どなたでも請願書や陳情書を議会に提出することができます。

提出された請願・陳情は郵送及び市外からの陳情を除き、市議会で慎重に審査（本会議に報告し、委員会に付託）した後、最終的な結論（採択・不採択）を出して提出者に通知します。

採択した請願・陳情で、執行機関で処理することが適当なものについては、市長や関係機関に請願書・陳情書を送付し、その実現に努力するよう求めます。

- 受付は随時行っていますが、3月定例会の場合、2月28日までに提出されたものを審査します。その後に提出されたものは、6月定例会で審査することになります。
- 請願書・陳情書には趣旨と項目、提出年月日、住所、氏名（団体の場合は名称と代表者名）を記載したものを市議会議長宛てに提出してください。請願書には紹介議員の署名が必要となります。

提出に際しては、事前に議会事務局までお問い合わせください。

【問合せ先】 04-7125-1111（内線3314）

書式例

○○○請願（陳情） （請願、陳情しようとする件名）
紹介議員 ○○○○（陳情は不要）
請願（陳情）趣旨 _____

請願（陳情）項目 _____

平成○○年○月○日 （宛先）野田市議会議長
請願（陳情）者 住所 ○○○○○○○○ 氏名 ○○○○

インターネットで本会議の生中継・録画放映がご覧になれます。

インターネットに接続することにより、ご自宅でも本会議の様をご覧になることができます。

放映は本会議のみで、生中継と録画放映を行っています。録画放映は、本会議開催日のおおむね3日後（土・日・休日は日数から除く）から視聴できます。

議会中継を視聴する場合には市議会ホームページの「議会中継」をクリックし、ご不明な点は、操作方法等をご覧ください。



市議会ホームページの「議会中継」